

ヒルフェ通信(12月号) ❁そっと寄り添いやさしくサポート❁

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



◆成年後見制度利用促進専門家会議 第2回中間検証ワーキンググループ傍聴報告

11月5日(月)午前10時から午後12時、航空会館7階大ホールにおいて成年後見制度利用促進専門家会議が開催されました。

今回のテーマ「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善等」に関する主な論点である、「高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等」および「後見人等の担い手の確保(市民後見人の育成・活用等)」につき、出席者による発表と意見交換が行われました。



意思決定支援に関して、指針策定に向けて留意すべき点や、周知に当たっての留意点などにつき多くの意見が出された中で、印象的だったのは代行決定との区別です。

全ての人は意思決定能力があることを原則とし、周りの関係者にとって都合の良い選択をしてしまう事の無いよう、十分な支援体制を構築する事とプロセスを丁寧に踏む事の重要性を強く感じました。一方で、最終手段として代行決定の必要性もあり得るという事で、この辺りの境界線が難しいところだと思いました。

成年後見制度利用促進専門家会議の資料は、厚生労働省のホームページにて閲覧・ダウンロードできますので、是非ご確認頂いて地域での活動に活かして下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07512.html (三木 隆)

◆東京家庭裁判所 訪問報告

11月15日(金)午後2時より、東京家庭裁判所後見センター会議室において、家事次席書記官と本法人からは山崎新理事長、齊藤副理事長、河野副理事長、佐々木専務理事と釘田の5名で出席し、面談が開催されました。

まず山崎新理事長から新任の挨拶をされ、その次に佐々木専務理事から本法人の令和元年度10月1日時点での実績や活動内容の報告がなされ、ヒルフェ名簿登載会員の名簿を提出致しました。

その後は、成年後見制度利用促進基本計画に則った自治体での動きの中で、行政書士が果たしている役割や、成年後見制度支援預金や法人後見について等々、多岐に渡るテーマについて意見交換を行いました。

最後に、当法人が行う研修会の講師に、裁判所職員を派遣して頂きたい旨のお願いをし、家事次席書記官からは担当部署で検討する旨の回答を頂きました。

東京家庭裁判所後見センター訪問は毎年行っていますが、本年も終始和やかな雰囲気の中での面談となり、例年にも増して様々な話題で盛り上がり、予定時間を超過して無事に終了しました。

尚、東京家庭裁判所立川支部後見係の訪問は11月21日に予定されています。(副理事長 釘田 一富)

◆後見人座談会が開催されます

12月23日(月)後見事業部主催で後見人座談会が開催されます。これは、総会での会員からのご提案がきっかけとなり、ヒルフェとして初の試みとなります。参加者は、現在法定後見、任意後見を受任しているヒルフェの会員を対象に募集いたしました。

日頃、悩んでいることや疑問点について、みなさんがどのように工夫されているか意見交換を行い、今後の後見業務に反映していただきたいという趣旨で開催されます。また、本座談会で検討した内容について、更新研修第5回にて発表する予定です。会員の方は、こちらもぜひご参加ください。

